

# 山梨県公報

号外第五十一号

平成十九年

七月九日

月 曜 日

## 目 次

**規 則**

- 山梨県医師修学資金貸与条例施行規則……………一
- 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則……………一五
- 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四一
- 山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………四一
- 山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則……………四三
- 山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………四三
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………四三
- 政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四三
- 山梨県農村住宅資金助成条例施行規則の一部を改正する規則……………四四
- 教育委員会**……………四四
- 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則……………四四
- 公安委員会**……………四四
- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………五一

## 規 則

### 山梨県規則第三十四号

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県医師修学資金貸与条例(平成十九年山梨県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(公立病院等)

**第二条** 条例第二条第三号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院で救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による知事の認定を受けたもの
- 二 医療法第一条の五第二項に規定する診療所で県、市町村、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める施設

(特定公立病院等)

**第三条** 条例第二条第四号の公立病院等のうち医師の確保が特に必要であるものとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 医療法第一条の五第一項に規定する病院で独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する者が開設するもの
- 二 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第五十八号)第三条第一号に規定する単独型臨床研修病院及び同条第二号に規定する管理型臨床研修病院
- 三 前条第二号に掲げるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める施設

(貸与の申請)

**第四条** 条例第三条第一項の申請をしようとする者は、医師修学資金貸与申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 在学証明書
- 二 本籍の記載された住民票の写し
- 三 条例第五条の連帯保証人(以下「保証人」という。)の所得を証する書類
- 四 保証人の印鑑証明書
- 五 医師免許証の写し(第三種医師修学資金の貸与の申請の場合に限る。)

(貸与の決定)

**第五条** 知事は、前条の規定により提出された医師修学資金貸与申請書及び添付書類を審査し、医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(契約書)

**第六条** 条例第三条第一項の契約は、医師修学資金貸与契約書（第二号様式）により締結するものとする。

（保証人）

**第七条** 保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人のうち一人は、親権者又は後見人でなければならない。

3 修学資金の貸与を受けている者又は修学資金の貸与を受けた者（第十八条において「修学資金貸与者」という。）は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、若しくは保証人として適当でない事由が生じたとき又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定めて、速やかに、医師修学資金保証人変更願（第三号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 新たな保証人の所得を証する書類

二 新たな保証人の印鑑証明書

（貸与の方法）

**第八条** 修学資金は、三月分を一括してその最初の月に貸与する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（借用証書の提出）

**第九条** 修学資金の貸与契約に係る全額（条例第六条第一項の規定により契約が解除されたときは、解除されたときまでの全額）の貸与を受けた者は、当該修学資金の受領後、速やかに、医師修学資金借用証書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（契約解除の通知）

**第十条** 知事は、条例第六条第一項の規定により契約を解除するときは、その旨を当該契約の相手方又はその保証人に通知するものとする。

（貸与の辞退）

**第十一条** 修学資金の貸与を受けている者は、修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、医師修学資金貸与辞退願（第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（医師の業務に従事した期間の計算）

**第十二条** 条例第七条第一号から第三号までに規定する医師の業務（医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修を含む。以下この条及び第十八条において同じ。）に従事した期間は、医師の業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。ただし、医師の業務に従事しなくなった月において再び医師の業務に従事するこ

ととなったときは、その月を一月として計算するものとする。

2 前項の規定により医師の業務に従事した期間を計算する場合において、当該期間中に休職（医師の業務に起因するものを除く。以下この項において同じ。）又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を除くものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した月において再び休職又は停職の期間を開始することとなったときは、その月を一月として除くものとする。

（返還の債務の免除の申請）

**第十三条** 条例第七条又は第九条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、医師修学資金返還債務免除申請書（第六号様式）に条例第七条各号又は第九条のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還の債務の免除の決定）

**第十四条** 知事は、前条の規定により提出された医師修学資金返還債務免除申請書及び添付書類を審査し、修学資金の返還の債務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（返還の債務の猶予の申請）

**第十五条** 条例第十条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、医師修学資金返還債務猶予申請書（第七号様式）に同条各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還の債務の猶予の決定）

**第十六条** 知事は、前条の規定により提出された医師修学資金返還債務猶予申請書及び添付書類を審査し、修学資金の返還の債務の履行の猶予を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（学業成績表の提出）

**第十七条** 条例第十二条の学業成績表の提出は、毎年四月十五日までに、前学年度末における学業成績を証する書類を提出することにより行うものとする。

（届出）

**第十八条** 修学資金貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、状況届（第八号様式）にその事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。

二 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。

三 原学年に留め置かれたとき。

- 四 退学したとき。
- 五 卒業し、又は課程を修了したとき。
- 六 保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があつたとき。
- 七 医師免許を受けたとき。
- 八 医師の業務に従事し、又は従事しなくなったとき。
- 九 医師の業務に従事する施設を変更したとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者は、毎年四月一日現在の現況届（第九号様式）を同月十五日までに知事に提出しなければならない。
- 3 保証人は、修学資金貸与者が死亡したときは、速やかに、死亡届（第十号様式）を知事に提出しなければならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

医師修学資金貸与申請書

次のとおり医師修学資金の貸与を申請します。なお、修学資金の貸与を受けることとなったうへは、山梨県医師修学資金貸与条例及び山梨県医師修学資金貸与条例施行規則の各条項を遵守します。

医師修学資金の種別			
貸与申請額	円	貸与期間	年 月から 年 月まで
申請者	氏名 生年月日	年 月 日生	
	本籍		
	住所及び 連絡先		
	帰省先の 住所及び 連絡先		
大学 又は 大学院	名称		
	学部及び学科又は研究科		
	所在地		
	入学年月	年 月	
	卒業又は修了予定年月	年 月	
卒業した中学校及び高等学校の名称等			
医師免許取得状況（第3種医師修学資金貸与申請者のみ）		登録年月日 登録番号	

保証人	氏名 生年月日	年 月 日生
	本籍	
	住所及び連絡先	
	職業	
	本人との続柄	
保証人	氏名 生年月日	年 月 日生
	本籍	
	住所及び連絡先	
	職業	
	本人との続柄	

申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

保証人  
保証人

印  
印

医師修学資金貸与契約書

山梨県知事(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、山梨県医師修学資金貸与条例(平成19年山梨県条例第32号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 修学資金の種別
- (2) 貸与月額 円
- (3) 貸与期間 年 月から 年 月まで

第2条 乙は、修学資金の貸与を受けたときは、条例及び山梨県医師修学資金貸与条例施行規則(平成19年山梨県規則第34号。以下「規則」という。)に基づき、その債務を履行するものとする。

第3条 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、当該不正に貸与を受けた修学資金に相当する額を返還させ、又はこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより既に貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

第4条 保証人は、乙と連帯して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第5条 甲及び乙は、この契約書、条例及び規則に定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

貸主(甲)	住所 氏名	山梨県知事	印
借主(乙)	住所 氏名		印
保証人	住所 氏名		印
保証人	住所 氏名		印



第3号様式(第7条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号  
住所 氏名 印

医師修学資金保証人変更願

次のとおり保証人の変更を承認してください。

新保証人	氏名 生年月日	年 月 日生
	本籍	
	住所及び連絡先	
	職業	
	本人との続柄	
旧保証人の氏名		
変更の理由		

が貸与を受ける(受けた)修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

新保証人 印

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第  
住所  
氏名

号  
印

保証人 住所  
氏名

印

保証人 住所  
氏名

印

医師修学資金借用証書

次のとおり医師修学資金を借用しました。

金額		円
貸与期間	年 月から 年 月まで	



第5号様式(第11条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

決定番号 第 号  
住所  
氏名 印

保証人 住所  
氏名 印

保証人 住所  
氏名 印

医師修学資金貸与辞退願

次のとおり医師修学資金の貸与を受けることを辞退したいので承認してください。

貸与決定金額		円
借用済金額		円
貸与期間	年 月から 年 月まで	
辞退の時期	年 月から	
辞退金額		円
辞退の理由		
備考		

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名

印

医師修学資金返還債務免除申請書

次のとおり医師修学資金の返還の債務の免除を申請します。

1 対象者

氏名		決定番号	
大学又は大学院の名称等	年 月（卒業・修了・退学）		

2 免除申請の内容

医師修学資金の種別	
借用済金額	円
免除申請金額	円
免除を申請する理由	

3 公立病院等又は特定公立病院等に勤務した期間

期間	勤務施設等	備考
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
期間の合計	年 月	

4 その他の期間

期間	状況等	備考
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
期間の合計	年 月	

5 添付書類

第7号様式(第15条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名

印

医師修学資金返還債務猶予申請書

次のとおり医師修学資金の返還の債務の履行の猶予を申請します。

1 対象者

氏名		決定番号	
大学又は大学院の名称等	年 月 (卒業・修了・退学)		

2 猶予申請の内容

医師修学資金の種別			
借用済金額			円
猶予申請金額			円
猶予期間	年 月から 年 月まで		
猶予を申請する理由			

3 添付書類

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名

印

状況届

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 対象者

氏名		決定番号	
大学又は大学院の名称等	年 月 (卒業・修了・退学)		

2 氏名、本籍又は住所の変更の場合

	変更後	変更前
氏名		
本籍		
住所		

3 その他の届出事項

4 添付書類

第9号様式（第18条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名

印

現況届

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 対象者

氏名		決定番号	
大学又は大学院の名称等	年 月（卒業・修了・退学）		
医師免許の登録状況	年 月 日登録	登録番号	第 号

2 現在の状況

臨床研修を受けている場合	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
	臨床研修の期間	年 月から
医療機関に勤務している場合	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
	診療科の名称	
	勤務の期間	年 月から
大学又は大学院に在学している場合	大学又は大学院の名称等	
	卒業又は修了予定年月	年 月
その他の場合		

3 医療機関等記入欄

この者は、次の施設（大学・大学院）に勤務（在学）していること又は勤務（在学）していたことを証明します。

年 月 日

（医療機関等の長） 印

年 月 日

山梨県知事 殿

保証人 住所  
氏名

印

死亡届

山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第3項の規定により、修学資金の貸与を受けている(受けた)者が死亡したので、届け出ます。

1 貸与を受けている(受けた)者

氏名		決定番号	
大学又は大学院の名称等	年 月 (卒業・修了・退学・在学)		

2 添付書類

### 山梨県規則第三十五号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(公益事業)

**第二条** 条例第六条第四号の規則で定める土砂の埋立て等は、次に掲げる事業の施行に係るものとする。

- 一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業
- 二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の用に供する施設に関する事業
- 三 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業又はこれと一体的に行われる農村生活環境整備等に関する事業
- 四 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般自動車道又は専用自動車道(同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)に関する事業
- 五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による保安施設事業
- 六 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路に関する事業(道路管理者が行うものに限る。)
- 七 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)による土地区画整理事業
- 八 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園に関する事業(公園管理者が行うものに限る。)
- 九 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)による公園事業又は山梨県立自然公園条例(昭和三十二年山梨県条例第七十四号)による公園事業(国又は地方公共団体が行うものに限る。)
- 十 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設に関する事業
- 十一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止施設に関する事業(主務大臣又は知事が行うものに限る。)
- 十二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道又は

都市下水路の用に供する施設に関する事業(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者が行うものに限る。)

十三 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)(同法が準用される場合を含む。))による河川管理施設に関する事業(河川管理者が行うものに限る。)

十四 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)による都市計画事業

十五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業

十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業(国又は地方公共団体が行うものに限る。)

十七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応じるものの用に供する施設に関する事業

十八 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

十九 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業(農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。)

二十 前各号に掲げるもののほか、土砂の崩壊等の発生のおそれがないものとして知事が認める事業

(法令の許可等)

**第三条** 条例第六条第五号の法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為(以下「法令の許可等」という。)で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第六十三条第二項(同法第八十七条において準用する場合を含む。)の認可
- 二 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条の認可
- 三 道路法第三十二条第一項若しくは第九十一条第一項の許可、同法第二十四条に規定する道路に関する工事の承認又は同法第三十五条の同意
- 四 都市公園法第五条第一項若しくは第六条第一項(同法第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の許可又は同法第九条の規定による協議の成立
- 五 地すべり等防止法第十一条承認、同法第十八条第一項の許可又は同法第十五条第二項若しくは第二十条第二項の規定による協議
- 六 下水道法第十六条(同法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。)の承認
- 七 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第九条第一項の許可



八 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項の許可又は同法第十一条の規定による協議の成立

九 河川法第二十条の承認、同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の許可又は同法第九十五条の規定による協議の成立

十 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可

十一 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十条第一項又は第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）の許可

十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可

十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項若しくは第十五条第一項の許可（最終処分場に係る許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第九十五号）附則第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）に限る。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第一項の規定による届出（最終処分場に係る届出に限る。）

十四 鉄道事業法第八条第一項又は第十二条第一項の認可（前条第十八号に該当するものを除く。）

十五 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十八年山梨県条例第六号）第九条第一項に規定する設計の確認

十六 山梨県砂防指定地管理条例（平成十五年山梨県条例第七号）第二条の許可

2 条例第六号第五号の規定による届出は、土砂の埋立て等届出書（第一号様式）により行うものとする。

（許可を要しない土砂の埋立て等）

**第四条** 条例第六号第七号の規則で定める土砂の埋立て等は、次に掲げるものとする。

- 一 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂の埋立て等
- 二 土砂の埋立て等の高さ（土砂の埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂の埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が一メートル以下の土砂の埋立て等

（許可申請書）

**第五条** 条例第七条第一項の申請書は、土砂の埋立て等許可申請書（第二号様式）のとおりとする。

2 条例第七条第二項の申請書は、土砂の埋立て等（一時的積行為）許可申請書（第三号様式）のとおりとする。

（許可申請書の添付図書）

**第六条** 条例第七条第一項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

一 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

二 申請者が条例第九条第一項第一号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書面

三 申請者が条例第九条第一項第一号ホに規定する未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し

四 申請者が法人である場合においては、その役員の名及び住所を記載した書類

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類

六 申請者に第九条に規定する使用人がある場合においては、その者の氏名及び住所を記載した書類

七 土砂の埋立て等の用に供する土地の登記事項証明書

八 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域について当該土砂の埋立て等の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

九 土砂の埋立て等の実施に関して必要な法令の許可等の処分に関する書類

十 土砂の埋立て等の工程表

十一 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量を計算した書類

十二 土砂の埋立て等の構造について安定計算を行った場合においては、安定計算書

十三 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合においては、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

十四 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書類

十五 沈砂池を設置する場合においては、その容量を算定した書類

十六 土砂の埋立て等の用に供する区域の位置図及び付近の見取図

十七 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の求積平面図

十八 土砂の埋立て等の完了時の平面図及び断面図

十九 擁壁を設置する場合においては、その断面図及び背面図

二十 排水施設の平面図及び断面図

二十一 その他知事が必要と認める書類及び図面

2 条例第七条第二項の規則で定める図書は、前項第一号から第十号まで、第十四号から第十七号まで及び第二十号に掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。

- 一 最大たい積時の土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の平面図及び断面図
  - 二 その他知事が必要と認める書類及び図面
- (許可申請書に記載する事項)

**第七条** 条例第七条第一項第九号及び同条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 土砂の埋立て等の用に供する土地の登記簿の地目及び現況による地目
- 二 土砂の埋立て等に使用される土砂の性状
- 三 廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置
- 四 現場管理者の氏名
- 五 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- 六 土砂の埋立て等が法令の許可等を受けることを必要とする場合においては、当該法令の許可等の状況
- 七 その他知事が必要と認める事項

(土地所有者等の同意)

**第八条** 条例第八条(条例第十条第三項及び第十七条第三項において準用する場合を含む。)の同意は、土地使用同意書(第四号様式)により得るものとする。

(使用人)

**第九条** 条例第九条第一項第一号ハ、ヘ及びトの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(一般的基準)

**第十条** 条例第九条第一項第三号の規則で定める土砂の埋立て等に係る一般的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第六条の許可の申請に係る土砂の埋立て等が確実に実施される見込みがあること。
- 二 条例第六条の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る土砂の埋立て等に着手するものであること。

(構造上の基準等)

**第十一条** 条例第九条第一項第四号の規則で定める構造上の基準は、別表第一に掲げるとおりとする。

2 条例第九条第二項第二号の規則で定める構造上の基準は、別表第二に掲げるとおりとする。

とする。

3 条例第九条第一項第五号の規則で定める必要な措置は、別表第三に掲げるとおりとする。

4 前各項の基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項については、知事が別に定める。

(変更の許可の申請等)

**第十二条** 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係るものとする。

- 一 条例第七条第一項第一号に掲げる事項
- 二 条例第七条第一項第四号に掲げる事項(土砂の埋立て等を行う期間の延長に係る変更を除く。)
- 三 条例第七条第一項第五号に規定する土砂の数量
- 四 条例第七条第二項第二号に規定する土砂の数量
- 五 条例第四号に規定する現場管理者
- 六 条例第五号に規定する法定代理人
- 七 前各号に掲げるもののほか、土砂の崩壊等のおそれがないと知事が認める事項

2 条例第十条第二項の申請書は、土砂の埋立て等変更許可申請書(第五号様式)のとおりにする。

3 条例第十条第二項の規則で定める図書は、第六条第一項各号又は第二項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものとする。

- 4 条例第十条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 許可年月日及び許可番号
  - 二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置
  - 三 その他知事が必要と認める事項

5 条例第十条第四項の規定による届出は、土砂の埋立て等変更届出書(第六号様式)により行うものとする。

6 土砂の埋立て等変更届出書には、第六条第一項各号又は第二項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付するものとする。

(標識に記載する事項等)

**第十三条** 条例第十二条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 条例第六条の許可を受けた者の住所(法人にあつては、事務所の所在地)及び連絡先
- 二 許可年月日及び許可番号
- 三 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積

- 四 土砂の埋立て等を行う期間
- 五 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状
- 六 現場管理者の氏名
- 七 その他知事が必要と認める事項

2 条例第十二条の標識は、第七号様式によるものとする。

(土砂の搬入の届出)

**第十四条** 条例第十三条の規定による届出は、搬入しようとする土砂の量が五千立方メートルまでごとに、土砂搬入届出書（第八号様式）により行うものとする。

2 土砂搬入届出書には、土地所有者、土砂の発生を伴う事業を行った者その他の権原に基づき当該土砂の採取を行った者が発行する土砂発生元証明書（第九号様式）を添付するものとする。

(土砂管理台帳等)

**第十五条** 条例第十四条第一項の土砂管理台帳は、土砂の埋立て等が条例第七条第二項の一時たい積行為以外である場合にあつては第十号様式によるものとし、土砂の埋立て等が条例第七条第二項の一時たい積行為である場合にあつては第十一号様式によるものとする。

2 条例第十四条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

二 許可年月日及び許可番号

三 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積

四 土砂の埋立て等を行う期間

五 土砂の埋立て等に使用した土砂の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

六 土砂の埋立て等に使用した土砂の性状

3 条例第十四条第二項の規定による報告は、六月ごとに、当該各期間の経過後二十日以内に、土砂の埋立て等状況報告書（第十二号様式）により行うものとする。

(完了等の届出)

**第十六条** 条例第十五条第一項の規定による届出は、土砂の埋立て等完了（廃止）届出書（第十三号様式）により行うものとする。

(地位の承継の届出)

**第十七条** 条例第十六条第二項の規定による届出は、土砂の埋立て等承継届出書（第十四号様式）により行うものとする。

(譲受けの許可の申請)

**第十八条** 条例第十七条第二項の申請書は、土砂の埋立て等譲受け申請書（第十五号

様式）のとおりとする。

2 条例第十七条第二項の規則で定める書類は、第六条第一項第一号から第六号までに掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。

一 譲受けの事実を証する書類

二 土砂の埋立て等の譲受けに伴い、法令の許可等を受けることを必要とする場合に於いては、当該法令の許可等の状況に関する書類

3 条例第十七条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可年月日及び許可番号

二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積

三 譲受けの理由

(身分証明書)

**第十九条** 条例第二十一条第二項の身分を示す証明書は、第十六号様式のとおりとする。（条例の適用除外の公示）

**第二十条** 条例第二十二条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を県公報に登載して行うものとする。

一 条例の適用を除外する市町村の名称

二 条例の適用を除外する年月日

**附則**

この規則は、条例の施行の日から施行する。

**別表第一**（第十一条関係）

一 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は当該区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように地滑り防止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置が講じられていること。

三 著しく傾斜している土地において土砂の埋立て等を行う場合においては、土砂の埋立て等を行う前の地盤と土砂の埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられていること。

四 土砂の埋立て等の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。

五 土砂の埋立て等の高さ及びのり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂の区分の欄に掲げる土砂の区分に応じ、それぞれ同表の土砂の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定める



ものであること。

土砂の区分	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保されること
	その他	十メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が二メートル（埋立て等の高さが五メートル以下の場合にあつては、一・八メートル）以上のこと
土砂の埋立て等の高さ	安全が確保される高さ	安全が確保されること	
のり面のこう配	安全が確保されること		

六 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条から第十条までの規定に適合すること。

七 土砂の埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあつては、土砂の埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の小段を設け、当該小段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

八 のり面は、崩壊しないように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講じられていること。

九 雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

十 前項の排水施設は、その管渠のこう配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。

十一 湧水が存する土地又は沢状の地形の土地その他土砂の埋立て等を行う土地の区域以外の雨水その他の地表水が集中しやすい地形の土地において土砂の埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効に排除できるように、暗渠排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。

**別表第二（第十一条関係）**

一 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は当該区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

二 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の隣接地と土砂の埋立て等の用に供する土地の区域との間に、次の表の上欄に掲げる土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める幅の緩衝地帯が設置されていること。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の面積	緩衝地帯の幅
五ヘクタール未満	五メートル以上
五ヘクタール以上十五ヘクタール未満	十メートル以上
十五ヘクタール以上二十五ヘクタール未満	十五メートル以上
二十五ヘクタール以上	二十メートル以上

三 土砂のたい積の高さ（のり面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が五メートル以下であること。

四 土砂のたい積ののり面のこう配は、垂直一メートルに対する水平距離が二メートル以上のことであること。

五 雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

六 前項の排水施設は、その管渠のこう配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。

**別表第三（第十一条関係）**

一 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の周囲に、囲い（杭その他の設備）が設置されていること。

二 雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

三 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域以外の土地に土砂が流出しないように、必要に応じ、沈砂池その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されていること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土砂の埋立て等届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第6条第5号の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置		
	面積 (㎡)		
土砂の埋立て等に係る法令の許可等の状況	法令等の名称及び該当条項		
	許可等の処分の状況	許可等の年月日	
		許可等の番号	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

土砂の埋立て等許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置		
	地目	(登記簿)	(現況)
	面積 (㎡)		
土砂の埋立て等の目的			
土砂の埋立て等を行う期間			
土砂の埋立て等の完了時	土砂の数量 (㎥)		
	土地の形状		
排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画			
土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置			
土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画		別紙	

土砂の埋立て等に使用する土砂の性状		
廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に 適した土砂の使用のために講ずる措置		
土砂の埋立て等 が法令の許可等 を受ける必要が ある場合は、当 該法令の許可等 の状況	法令等の名称	
	申請（届出）年月日	
	許可等の状況	
現場管理者の氏名		
申請者が未成年 者の場合	法定代理人の住所	
	法定代理人の氏名	

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。



別紙

土砂の埋立て等を使用される土砂の採取場所及び搬入計画

採取場所	搬入計画			
	予定量 (m <sup>3</sup> )	最大日量 (m <sup>3</sup> )	搬入期間	土砂の性状

- 注 1 土砂の埋立て等を使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等を使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土砂の埋立て等（一時たい積行為）許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置		
	地目	(登記簿)	(現況)
	面積 (m <sup>2</sup> )		
土砂の埋立て等の目的			
土砂の埋立て等を行う期間			
土砂の埋立て等の最大たい積時	土砂の数量 (m <sup>3</sup> )		
	土地の形状		
排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画			
土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置			
土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画		別紙	

土砂の埋立て等に使用される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量	搬入数量 (m <sup>3</sup> )	
	搬出数量 (m <sup>3</sup> )	
土砂の埋立て等に使用する土砂の性状		
廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に適した土砂の使用のために講ずる措置		
土砂の埋立て等が法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の許可等の状況	法令等の名称	
	申請（届出）年月日	
	許可等の状況	
現場管理者の氏名		
申請者が未成年者の場合	法定代理人の住所	
	法定代理人の氏名	

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

## 土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画

採取場所	搬入計画			
	予定量 (m <sup>3</sup> )	最大日量 (m <sup>3</sup> )	搬入期間	土砂の性状

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

## 第4号様式（第8条関係）

## 土地使用同意書

許可申請者（ ）による土砂の埋立て等について、私の所有する次の土地の使用に同意します。

土地の位置及び地番	地目（登記簿）	面積（登記簿）

また、同意の前提として、上記の許可申請者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂の埋立て等の用に供する土地の区域の位置及び面積
- 3 土砂の埋立て等の目的
- 4 土砂の埋立て等を行う期間
- 5 土砂の埋立て等の完了時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 排水施設その他の土砂の崩壊等を防止するための施設の設置計画
- 7 土砂の埋立て等を行っている間における土砂の崩壊等の発生を防止するための措置
- 8 土砂の埋立て等に使用される土砂の採取場所及び搬入計画
- 9 土砂の埋立て等の用に供する土地の登記簿の地目及び現況による地目
- 10 土砂の埋立て等に使用される土砂の性状
- 11 廃棄物の土砂への混入を防止するために講ずる措置その他土砂の埋立て等に  
適した土砂の使用のために講ずる措置
- 12 現場管理者の氏名
- 13 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- 14 土砂の埋立て等が法令の許可等を受けることを必要とする場合においては、当  
該法令の許可等の状況
- 15 土砂の埋立て等が一時たい積行為である場合においては、最大たい積時の土砂  
の数量及び土地の形状
- 16 土砂の埋立て等が一時たい積行為である場合においては、土砂の埋立て等に使用  
される土砂の搬入及び搬出の年間の予定数量

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住所  
氏名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者  
の氏名)

注 同意者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

土砂の埋立て等変更許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第10条第2項の規定により、関係図書を添えて土砂の埋立て等の変更の許可を申請します。

土砂の埋立て等の用に供する 土地の区域の位置		
許可年月日及び許可番号		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		



年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

土砂の埋立て等変更届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第10条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する 土地の区域の位置		
許可年月日及び許可番号		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

第7号様式（第13条関係）

山梨県公報号外 第五十二号 平成十九年七月九日

↑ ..... 90センチメートル以上 ..... ↓

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可標識			
許可を受けた者	住所（法人にあっては、事務所の所在地）		
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	連絡先		
許可の内容	許可年月日		
	許可番号		
	土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
		面積 (m <sup>2</sup> )	
	土砂の埋立て等を行う期間		
	土砂の埋立て等に使用する土砂の性状		
	現場管理者の氏名		
土砂の埋立て等の用に供する土地の区域を管轄する林務環境事務所	住所		
	名称		
	連絡先		

← ..... 90センチメートル以上 ..... →

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土砂搬入届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	
許可年月日及び許可番号		
土砂の埋立て等に使用する土砂の採取場所		
土砂の埋立て等に使用する土砂の性状		
土砂の搬入予定量（うち今回の届出に係る搬入量）(m <sup>3</sup> )		
土砂の搬入期間		

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

## 第9号様式（第14条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

## 土砂発生元証明書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第13条の規定により、次のとおり証明します。

土砂を引渡した者の氏名（法人にあっては、名称）	
土砂の採取場所	
採取された土砂の性状	
採取された土砂の量（ $m^3$ ）	
土砂の採取期間	

注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。

2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。

土砂管理台帳

許可事業者の氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)		
許可年月日及び許可番号		
土砂の埋立て等 の用に供する土 地の区域	位置	
	面積(m <sup>2</sup> )	
土砂の埋立て等を行う期間		
土砂の採取場所		
土砂の採取場所の事業者名(法人にあ っては、名称及び代表者の氏名)		
土砂の性状		

年月日	土砂の搬入量(m <sup>3</sup> )	摘要
前月までの累計		
計		
累計		

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。
- 3 摘要欄には、土砂搬入届出年月日等を記入すること。

第11号様式（第15条関係）

土砂管理台帳（一時たい積行為）

許可事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
許可年月日及び許可番号		
土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積（㎡）	
土砂の埋立て等を行う期間		
土砂の採取場所		
土砂の採取場所の事業者名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
土砂の性状		

年月日	土砂の搬入量（㎡）	土砂の搬出量（㎡）	摘要
前月までの累計			
計			
累計			

- 注 1 土砂の埋立て等に使用する土砂の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の上欄に掲げる区分を記載すること。
- 2 1の場合において、土砂の埋立て等に使用する土砂が化学的に性質を改良した土砂であるときは、改良土である旨及び改良に使用した改良材等の名称を合わせて記載すること。
- 3 摘要欄には、土砂搬入届出年月日等を記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土砂の埋立て等状況報告書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり報告します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	
許可年月日及び許可番号		
報告に係る期間		
報告に係る期間中に搬入した土砂の数量 (㎡)		
報告に係る期間までに搬入した土砂の数量の累計 (㎡)		



第13号様式(第16条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土砂の埋立て等完了(廃止)届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	
許可年月日及び許可番号		
完了(廃止)年月日		
備考		

注 廃止の場合は、その理由を備考欄に記入すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土砂の埋立て等承継届出書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	
許可年月日及び許可番号		
承継年月日		
承継前の事業者	住所	
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
承継人が未成年者の場合	法定代理人の住所	
	法定代理人の氏名	
承継の原因		

第15号様式(第18条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土砂の埋立て等譲受許可申請書

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例第17条第2項の規定により、土砂の埋立て等の事業の全部を譲り受けたいので、次のとおり申請します。

土砂の埋立て等の用に供する土地の区域	位置	
	面積 (㎡)	
許可年月日及び許可番号		
譲受けの相手方の氏名及び住所	住所	
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
譲受人が未成年者の場合	法定代理人の住所	
	法定代理人の氏名	
譲受けの理由		



**山梨県規則第三十六号**

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次の」の下に「表の」を加え、同項の表山梨県長期計画審議会の項中「山梨県長期計画審議会」を「山梨県総合計画審議会」に改める。

第四条第一項中「、感染症診査協議会及び山梨県結核診査協議会」を「及び感染症診査協議会」に改め、同条第二項中「次の」の下に「表の」を加え、同項の表山梨県長期計画審議会の項中「山梨県長期計画審議会」を「山梨県総合計画審議会」に改める。

第六条第一項の表山梨県長期計画審議会の項中「山梨県長期計画審議会」を「山梨県総合計画審議会」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第三十七号**

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四百四十三号様式の二を次のように改める。

第143号様式の2（第63条の2関係）

年度 狩猟税収入証紙納付書				
納 税 者				収入証紙ちよう付欄
ふりがな 氏 名				
住 所				
電話番号				
納 付 額				
第1種銃猟免許		網猟免許 わな猟免許		第2種銃猟免許
① ②以外の者	② 道府県民税 又は都民税の 所得割額の納 付を要しない 一定の者	① ②以外の者	② 道府県民税 又は都民税の 所得割額の納 付を要しない 一定の者	
1 山梨県県税条例第169条第1項に該当（同条第2項に非該当）				
16,500円	11,000円	8,200円	5,500円	5,500円
2 山梨県県税条例第169条第2項第1号に該当				
4,100円	2,700円	2,000円	1,300円	1,300円
3 山梨県県税条例第169条第2項第2号に該当				
12,300円	8,200円	6,100円	4,100円	4,100円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十八号

山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県財務規則の一部を改正する規則

(山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第一条 山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百三十八条の四第二項」の下に「若しくは第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「又はこれ」を「若しくはこれ」に、「の設定及び」を「若しくは地役権の設定又は」に、「建物又は」を「建物若しくは」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(行政財産の貸付け等)

第三十二条の二 行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合は、第二十七条から第三十一条までの規定を準用する。

(山梨県財務規則の一部改正)

第二条 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六百六十七条第一項中「第五条第一項又は第六条」を「第六条第一項又は第七条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十九号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則(昭和四十三年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表総務部の部私学文書課の項第二十三号中「及び私立学校審議会」を「、私立学校審議会及び公益認定等審議会」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十一号

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内正明

政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正) 第一条 政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、「株券」の下に「、金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

山梨県知事

横内正明

第一号様式及び第二号様式中

元の罫



6 有価証券

円	摘要	
		を「5 有価証券」に「社債券」を「社債券、

金銭信託」に「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の額)を」に「7」を「6」に「8」を「7」に「9」を「8」に「10」を「9」に改める。  
**第二条** 政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

注 (3)

第一号様式及び第二号様式中、「貯金及び郵便貯金」を「貯金」に

郵便	
----	--

注

当座貯金及び普通貯金を除く。  
 郵便貯金を除く。

貯金の額	円	摘要	
			を

通常郵便貯金を除く。

「注 当座貯金及び普通貯金を除く。」に改める。

附則

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

山梨県規則第四十二号

山梨県農村住宅資金助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県農村住宅資金助成条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県農村住宅資金助成条例施行規則(昭和四十二年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「新築し」の下に「、購入し」を加え、同条第二項中「第二条第一項」を「第一条第一項第一号及び第二号」に、同項各号列記以外の部分中「農業者」を「者」に、「次の各号に」を「次に」に改め、「新築し」の下に「、購入し」を加え、同項各号中「農業者」を「者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この規則において「新規就農者住宅資金」とは、条例第二条第一項第三号に規定する者が自ら居住する住宅を新築し、又は購入するために要する資金をいふ。  
 第三条第一項の表を次のように改める。

償還期限	据置期間	貸付利率	利子補助率
十五年以内	二年以内(新規就農者住宅資金にあつては、五年以内)	知事が別に定める利率以内	年三・〇パーセント以内で知事が別に定める率

第四条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「新築」の下に「又は購入」を加え、「に係るものにあつては四百万円」を「又は新規就農者住宅資金に係るものにあつては四百万円」に改める。

第一号様式中「三世代」を「三世代又は新規就農者」に改める。

第二号様式中(「第2号様式」)を「第2号様式(第9条関係)」に「三世代」を「三世代又は新規就農者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十六号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧の承認)

第二条 条例第二項の規定による教育委員会の承認は、共通定期観覧券(第一号様式)の交付があつたときに行われたものとする。

(観覧料の納入)

第三条 観覧料の納入は、共通定期観覧券の交付の際現金をもって行うものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、共通定期観覧券を交付した日以後、当該共通定期観覧券を交付した館長(山梨県立美術館長、山梨県立考古博物館長、山梨県立文学館長及び山梨県立博物館長をいう。以下同じ。)の指定した日までに納付させることができる。

(観覧料の還付)

第四条 条例第三条ただし書の特別の理由は観覧の承認を受けた者の責に帰することのできない理由により観覧をすることができなくなつた場合に該当することとし、還付する額は観覧料のうち共通定期観覧券を交付した館長が相当と認める額とする。

2 条例第三条ただし書の規定による観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書(第二号様式)を共通定期観覧券を交付した館長に提出しなければならない。

(観覧料の免除)

第五条 条例第四条の特別の理由は次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとし、免除の額は当該各号に定めるとおりとする。

- 1 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)第六条第一項の規定による承認(定期観覧に係るものに限る。)、山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)第六条第一項の規定による承認(定期観覧に係るものに限る。)、山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)第六条第一項の規定による承認(定期観覧に係るものに限る。)
- 2 又は山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)第六条第一項の規定による承認(定期観覧に係るものに限る。)
- 3 を受けた者が、これらの承認のあつた日から起算して十一月以内に条例第二項の承認を受けたとき、観覧料のうち館長が相当と認める額

2 前号に掲げるもののほか館長が特に必要と認めたとき、観覧料のうち館長が相当と認める額

2 第一項第一号に該当する場合において、条例第四条の規定による観覧料の免除を受けようとする者は、観覧の承認の申請の際、観覧料免除申請書(第三号様式)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の場合において、観覧料の免除の決定をしたときは、当該免除に係る申請をした者に対し、免除後の観覧料の額を記載した共通定期観覧券を交付するものとする。

4 第一項第二号に該当する場合において、条例第四条の規定による観覧料の免除を受けようとする者は、観覧の承認の申請の際、観覧料免除申請書(第四号様式)を館長に提出しなければならない。

5 館長は、前項の場合において、観覧料の免除の決定をしたときは、当該免除に係る申請をした者に対し、観覧料免除決定通知書(第五号様式)を交付するものとする。

(委任)

第六条 教育委員会は、館長に次の事項を委任する。

- 1 条例第二条の規定による観覧の承認に関すること。
- 2 条例第三条ただし書の規定による観覧料の還付に関すること。
- 3 条例第四条の規定による観覧料の免除に関すること。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(山梨県立美術館処務規程の一部改正)

2 山梨県立美術館処務規程(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十六号。以下「特例条例」という。)の規定による次の事項

イ 特例条例第二条の規定による観覧の承認に関すること。

ロ 特例条例第三条ただし書の規定による観覧料の還付に関すること。

ハ 特例条例第四条の規定による観覧料の免除に関すること。

- (山梨県立文学館処務規程の一部改正)
- 3 山梨県立文学館処務規程(平成元年山梨県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
- 第八条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
- 十 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十六号。以下「特例条例」という。)の規定による次の事項
- イ 特例条例第二条の規定による観覧の承認に関すること。
- ロ 特例条例第三条ただし書の規定による観覧料の還付に関すること。
- ハ 特例条例第四条の規定による観覧料の免除に関すること。
- (山梨県立博物館処務規程の一部改正)
- 4 山梨県立博物館処務規程(平成十七年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
- 第七条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。
- 三 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十六号。以下「特例条例」という。)の規定による次の事項
- イ 特例条例第二条の規定による観覧の承認に関すること。
- ロ 特例条例第三条ただし書の規定による観覧料の還付に関すること。
- ハ 特例条例第四条の規定による観覧料の免除に関すること。

第1号様式(第2条関係)

写 真

第 号  
年 月 日

共 通 定 期 観 覧 券

氏名( ) 年 月 日生

(一般・大学生及び高校生等・中学生及び小学生)

有効期限 年 月 日

¥

本券をもって領収書に代えます。

山梨県立美術館長・山梨県立考古博物館長・山梨県立文学館長・山梨県立博物館長

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

受付番号 第 号

観覧料還付申請書

年 月 日

館長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

次のとおり観覧料の還付を受けたいので、山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。

申請の理由	
承認番号	
既納付金額	
還付を受けようとする金額	

注 この書類には、申請に係る観覧券を添付してください。

受付番号	第	号
------	---	---

観覧料免除申請書

年 月 日

館長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

次のとおり観覧料の免除を受けたいので、山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条第2項の規定により申請します。

申請の理由	山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条 第1項第1号該当		
利用内容	県立美術館 県立考古博物館 県立文学館 県立博物館	定期観覧券から	共通定期観覧券に変更するため
免除を受けようとする額			
摘 要			

注 この書類には、申請に係る観覧券を添付してください。

受付番号	第	号
------	---	---

観覧料免除申請書

年 月 日

館長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

次のとおり観覧料の免除を受けたいので、山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条第4項の規定により申請します。

申請の理由	山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条第1項第2号該当
利用内容	
免除を受けようとする額	
摘 要	

注 利用内容欄には、申請の理由に該当する具体的な理由を記載してください。



受付番号	第	号
------	---	---

観覧料免除決定通知書

年 月 日

殿

館長

年 月 日付けで申請のあった共通定期観覧券に係る免除について、次のとおり決定しましたので山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例施行規則第5条第5項の規定により通知します。

決定の内容	
免除金額	(免除前の金額)  円のうち 円
注意事項	

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第八号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年七月九日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の四中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪による収益の移転防止に関すること。

第十三条の五第二項中「前条第二号から第四号まで及び第六号」を「前条第二号から第七号まで」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。